

司法書士

---

本試験傾向から見る！基準点付近の方の学習戦略  
～近時の傾向の変化＋お勧めの学習戦略～

---

れっく **LEC** 東京リーガルマインド



0 001921 243019

SU24301



2025 司法書士試験 中上級ガイダンス

## 本試験傾向から見る！ 基準点付近の方の学習戦略 ～近時の傾向の変化＋お勧めの学習戦略～

司法書士講師 根本正次

## LECの基準点予想

午前択一

26問～27問 / 35問

午後択一

23問～24問 / 35問

分野	望ましい点数	落としてはいけないレベルの問題	二択勝負に追い込まれる問題 (勝ちやすい問題数・その他)
午前択一	29問～30問	合計 25問	9問(4問・5問)
午後択一	28問～29問 (択一型)	合計 15問	19問(5問・14問)
	25問 (記述型)		

結局 基本問題のミスを最小にして、二択になる問題を多くとる

## &lt;資料①&gt;午前科目の出題内容

出題番号	科目	範疇	内容	形式	正答率	
1	憲法	人権各論	表現の自由		69.2	B+
2	憲法	人権各論	学問の自由及び教育の自由		90.4	A
3	憲法	統治機構	裁判所の組織と権能		80.9	A
4	民法	総則（人）	未成年者		91.4	A
5	民法	総則	条件		90.3	A
6	民法	総則（時効）	時効		82.6	A
7	民法	物権	占有	対話	80.8	A
8	民法	物権	相隣関係		67.3	B+
9	民法	物権	共有物の分割		70.5	A
10	民法	用益物権	地役権		91.8	A
11	民法	担保物権	留置権		84.3	A
12	民法	担保物権	先取特権		71.9	A
13	民法	担保物権	抵当権の効力		89.6	A
14	民法	担保物権	抵当不動産の第三取得者		89.4	A
15	民法	担保物権	元本確定前の根抵当権		71.5	A
16	民法	債権総論	詐害行為取消権		75.4	A
17	民法	債権総論	保証		60.0	B
18	民法	債権各論	贈与		36.5	C
19	民法	債権各論	組合		63.3	B
20	民法	親族	補助		61.3	B
21	民法	親族	扶養		56.7	B
22	民法	相続	遺言		90.9	A
23	民法	相続	特別の寄与		65.8	B+
24	刑法	刑法総論	違法性阻却事由（イ対正当防衛）		78.7	A
25	刑法	刑法各論	傷害の罪		86.6	A
26	刑法	刑法各論	毀棄及び隠匿の罪		56.7	B
27	会社法	設立	発起人の責任		92.0	A
28	会社法	株式	株主の権利		75.1	A
29	会社法	株式	株式の併合及び単元株式		85.6	A
30	会社法	機関	株主総会		74.7	A
31	会社法	機関	監査役		89.6	A
32	会社法	解散清算	株主総会の決議により解散し清算が開始した場合		80.5	A
33	会社法	持分会社	持分会社		73.9	A
34	会社法	組織再編	株式会社の組織再編行為		82.5	A
35	商法	総則	商行為		69.1	B+

出題番号	科目	範疇	内容	形式	正答率	
1	民訴	当事者	訴訟委任に基づく訴訟代理人		83.1	A
2	民訴	複雑訴訟形態	複雑訴訟形態		43.5	B
3	民訴		当事者の出頭		73.5	A
4	民訴	訴訟の終了	裁判によらない訴訟の完結		78.5	A
5	民訴	簡易な手続	少額訴訟		51.1	B
6	民保		民事保全		66.9	B+
7	民執		債務者の財産状況の調査		53.0	B
8	書士		司法書士又は司法書士法人		82.1	A
9	供託	各論	担保（保証）供託		62.9	B
10	供託	各論	執行供託		70.0	A
11	供託	総論	供託物の払渡請求権の消滅時効		42.8	B
12	不登		主登記によってするもの		81.2	A
13	不登		登記の申請人（単独申請の可否）	長文/事例	67.9	B+
14	不登		代位による登記	長文/事例	45.3	B
15	不登		申請の却下又は取下げ		59.7	B
16	不登		登記原因証明情報	長文/事例	79.3	A
17	不登		書面申請における印鑑証明書	事例	73.4	A
18	不登	各論	登記名義人の名称又は住所の変更登記	事例	67.1	B+
19	不登	各論	所有権の移転の登記	長文/事例	15.7	C
20	不登	各論	法定相続分による相続登記がされている場合の登記手続	対話/事例	74.8	A
21	不登	各論	区分建物についての登記	事例	76.6	A
22	不登	各論	抵当権又は根抵当権の登記	長文/事例	78.1	A
23	不登		抹消された登記の回復	事例	60.4	B
24	不登		仮登記の処分	登記記録	44.5	B
25	不登		処分禁止の登記	長文/事例	59.8	B
26	不登		審査請求		75.8	A
27	不登		登録免許税		64.6	B
28	商登	総論	未成年者及び後見人の登記		53.5	B
29	商登	設立	株式会社の設立の登記	長文	73.4	A
30	商登	機関	監査役会設置会社の役員等に関する登記		77.6	A
31	商登	計算	資本金の額の変更の登記		67.9	B+
32	商登	解散清算	清算株式会社の登記		71.3	A
33	商登	持分会社	持分会社の登記		63.4	B
34	商登	組織再編	新設分割の登記	対話	59.0	B
35	商登	法人	一般社団法人の登記		65.3	B+

Aランク：正答率が70%～ Bランク：69%～40% Cランク：正答率が39%以下

## 基準点付近の方へ伝えたい学習上の注意点

### 1. 択一

#### ① 過去問力の確認

<過去問知識のみで、正解までたどり着ける問題>

**午前** 1問、2問、3問、4問、5問、6問、7問、9問、10問、11問、12問、13問、14問  
22問、24問、25問、28問、29問、30問、31問、33問、34問、35問

**午後** 1問、2問、3問、6問、8問、9問、11問、12問、13問、17問、18問、  
21問、22問、25問、26問、29問、32問、35問

※ 上記に達しなかった場合の原因は？

- ① 過去問を回す回数が少ないため、知識が定着しなかった
- ② 過去問の年度を限定しすぎて、近時の問題しか解けなくなっていた
- ③ 過去問の間数を絞るすぎて、同じ知識の別表現の問題で間違えた
  - ・裁判上の保証は、裁判所が相当と認める有価証券を供託する方法によってすることができる。[57-11-5 (15-10-イ, 22-10-オ)] ○
  - ・民事訴訟における当事者が供託する方法により仮執行免脱の担保を立てる場合には、有価証券を供託物とすることができない。[令 6-9-ウ]
  - ・民事訴訟において当事者が供託する方法により仮執行免脱の担保を立てる場合には、裁判所が相当と認める有価証券を当該供託の目的物とすることができる。 [平 22-10-オ] (○)

	最終的に解いてほしい分野	時間が取れない方はまずはこのみ		最終的に解いてほしい分野	時間が取れない方はまずはこのみ
民法	平成 15 年～	平 25 年～	憲法	平成 15 年以降 (推論以外)	平成 25 年～ (難問飛ばす)
不登法	平成 10 年～ ※登記記録問題×	平 25 年～	刑法	平成以降	平成 25 年～
会社法	会社：平 18 以降 商法：平 21 年以降	※ 難問は解かない	民訴	平成 15 年～	平成 25 年～
商登法	会社→平成 18 年～ 以外→平成 15 年～	会社→平 20 年～ 以外→平 18 以降	民執 民保	平成 15 年～	平成 20 年～
			供託	平成 15 年～	平成 25 年～

## ② 学習のメリハリは重要。しかし、まったくやらない分野を作るのはNG

	新分野からの出題	久しく出題されていない分野からの出題
令2年	5問+6肢	5問 + 1肢
	午前 2問 : 法定手続きの保障 16問 : 保証人に対する情報提供義務 17問 : 定型約款 27問ウ.エ.オ、28問オ : 仮装払込の出題 34問オ: 詐害の会社分割 35問 : 匿名組合 午後 8問 : 司法書士の欠格事由 27問オ: 配偶者居住権	午前 8問 自主占有, 占有の有無 9問 相隣関係の条文問題 18問 解約手付  午後 7問オ 財産開示制度 28問 登記事項証明書 35問 一般法人以外の法人登記
令3年	7問+5肢	3問 + 1肢
	午前 16問肢: 弁済の充当 18問イエオ: 契約不適合 26問肢: 親族相盗 28問 : 株式等売渡請求 30問 ; 会計参与設置会社 34問 : 会社の公告 35問 : 倉庫営業 午後 2問 : 期日又は期間 24問 : 配偶者居住権の登記 32問 ; 株主リスト	午前 7問ア : 所有権留保 26問 : 盗品等に関する罪  午後 9問 : 供託所の管轄 13問 : 官公署が行う登記の嘱託
令4年	4問+1肢	2問
	午前 2 1問 : 後見監督人 2 5問 : 強制わいせつ・強制性交等 2 8問 : 株券 午後 2問 : 訴訟記録 3 2問イ: 株式交付	午前 1 7問: 第三者のためにする契約  午後 1問: 訴訟告知
令5年	2問+1肢	3問
	午前 1 6問イ 指図債権 2 6問 親族間の犯罪 午後 3 3問 株式交付	午前 2 2問 限定承認 2 4問 場所的適用範囲 午後 3 4問 外国会社
令6年	1問+1肢	5問
	午前 2 0問 補助 午後 7問 (3肢) 債務者の財産状況の調査	午前 2 1問 扶養 2 6問 毀棄及び隠匿の罪 午後 5問 少額訴訟 1 1問 供託物の払渡請求権の消滅時効 2 8問 未成年者及び後見人の登記

## ③ 知識のアップデートは、必ず行おう！

## &lt; 今年の改正情報の出題 &gt;

平成29年民法改正	16問ウエ
令和5年民法改正	8問ウ・9問ウ
民事訴訟法改正（オンライン）	3問エ
第三者からの情報提供	7問ウエオ
令和5年不登法改正	13問ウ・16問ウ・20問イウ・27問オ

## &lt; 改正済み（これからの出題可能性がある改正） &gt;

民法（嫡出推定関係）

不登法（相続登記の義務化・相続人申告申出）

## &lt; 令和7年までに施行されるこれからの改正情報 &gt;

商業登記規則改正（代表取締役の住所非表示）

## ④ 不動産登記 択一の知識・切り方が 「択一」「記述」の勝負を決める

状況	望ましくない切り方	望ましい切り方
ア 知らない知識	ア 考える	ア 飛ばす
イ 知らない知識	イ 考える	イ 飛ばす
ウ 知っている知識	ウ 考える →組み合わせへ	ウ 判断 → 組み合わせ
エ 知らない知識	エ 考える	エ 考える
オ 知っている知識	オ 考える	オ 考える
語群 3 ウエ 4 ウオ		



## 2. 記述

### <要求される処理と近年の傾向>

(不登法)			
①問題文の読み取り	→	②なすべき登記を決定	→
		③申請順を決定(枠)	→
			④解答を作成
(商登法)			
①問題文の読み取り	→	②なすべき登記を決定	→
			③解答を作成

### 2-1 普通の学習ポイント

#### <不動産登記法>

- |   |   |
|---|---|
| <p>① 以下の3分野について徹底的な学習をすること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相続登記</li> <li>・ 名変登記</li> <li>・ 一括申請</li> </ul> | <p>② 申請書の表現のミスをできるだけ減らす</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 演習後に、自分の表現ミスをまとめていく</li> <li>・ 定型的な申請書(かつ難易度の高いもの)の練習</li> </ul> |
|---|---|

#### <商業登記法>

- ① 典型パターンの処理スピードを上げる
- ② 無効事由を積極的に覚えていく学習
- ③ 登記事項を余すことなく書けるか
- ④ 会社法の知識がカギを握る
- (⑤ 合同会社・一般法人など普段書かない登記)

### 2-2 演習メインの学習を心がける → ひな形の手ミスを確認していく

- 1 2月まで : なすべき登記が分かりやすいレベルのもの
- 3月まで : 問題文の指示が複雑になっているもの
- 4月以降 : 大量なページの問題

+ 間違えた論点等をまとめていく

### 2-3 6月は過去問を使った戦略を立てた演習をする

- ① 不登法、商登法セットで、1時間40分で解く
- ② どちらの科目で点を稼ぐかを考える
- ③ 解答用紙を見て、事前に戦略を立てる
- ④ 不登法 → どの欄で最低限の点数をとるか

### 2-4 不登法の演習 → はまったときに、どう対応するかの訓練をする

- × できるまで、わかるまで考える
- 半分の点数を捨てて、残りの事実関係で勝負(+商登法で高得点を目指す)

## 基準点付近の方の学習戦略

### 1. 戦略を立てるまえに、やるべき作業

- |                  |
|------------------|
| ① 敗因分析<br>② 勝因分析 |
|------------------|

#### (敗因分析) の例

特に点数を落とした科目	会社法
やっていた勉強	答練（実力養成編・ファイナル編）を繰り返した
インプット・アウトプット重視	アウトプット
やるべきだったこと	条文の読み込みか、テキストを読む 普段、触れていなかった分野（略式質）なども目を通してみる

#### (勝因分析) の例

- ※ 主要科目：8割～9割得点できている
- ※ マイナー科目：全問正解できた

科目	民法
やっていた勉強	テキストをしっかりと読んでいた
インプット・アウトプット重視	インプット重視

#### (直前期の学習したことの見直し)

30	日	過去問（民・不）	ファイナル編の見直し	記述2問
1	月	過去問（マイナー）	公開模試の見直し	
2	火	過去問（会社関係）	記述1問	
3	水	過去問（マイナー）	記述1問	
4	木	スーパー公開模試の復習	過去問（記述）	
5	金	スーパー公開模試の復習	過去問（記述）	
6	土	暗記モノをすべて確認		

(敗因分析) の例

特に点数を落とした科目	
やっていた勉強	
インプット・アウトプット重視	
やるべきだったこと	

(勝因分析) の例

科目	
やっていた勉強	
インプット・アウトプット重視	

(直前期の学習したことの見直し)

30	日	
1	月	
2	火	
3	水	
4	木	
5	金	
6	土	

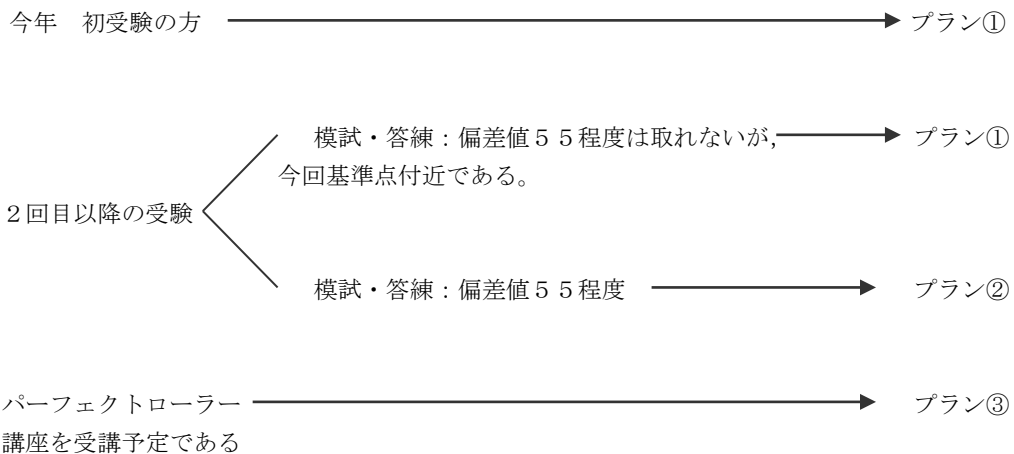
## 2. 成績別 プランの紹介

記述次第で勝負が決まる方へ（記述の基準点に達するかどうか・記述で上乘せ点がとれるか）

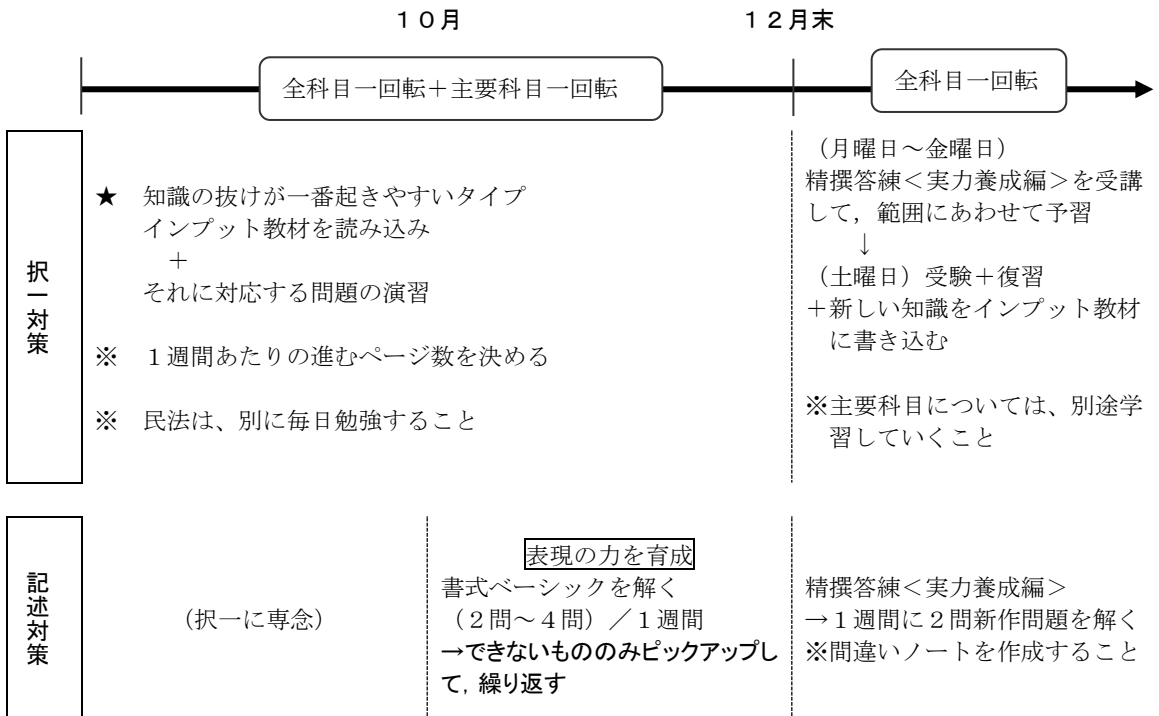
受験勉強はしないこと（できない）

- ① 他の資格の勉強をする
- ② インプット講座を受講して、その講義の受講と復習しかしない
- ③ 要件事実の学習

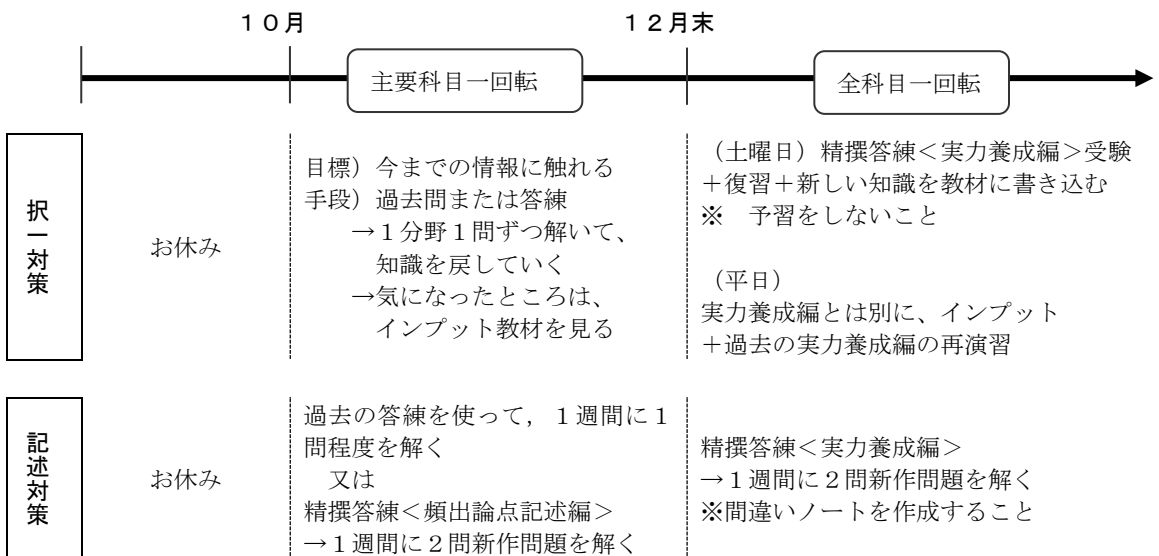
<上記以外の方>



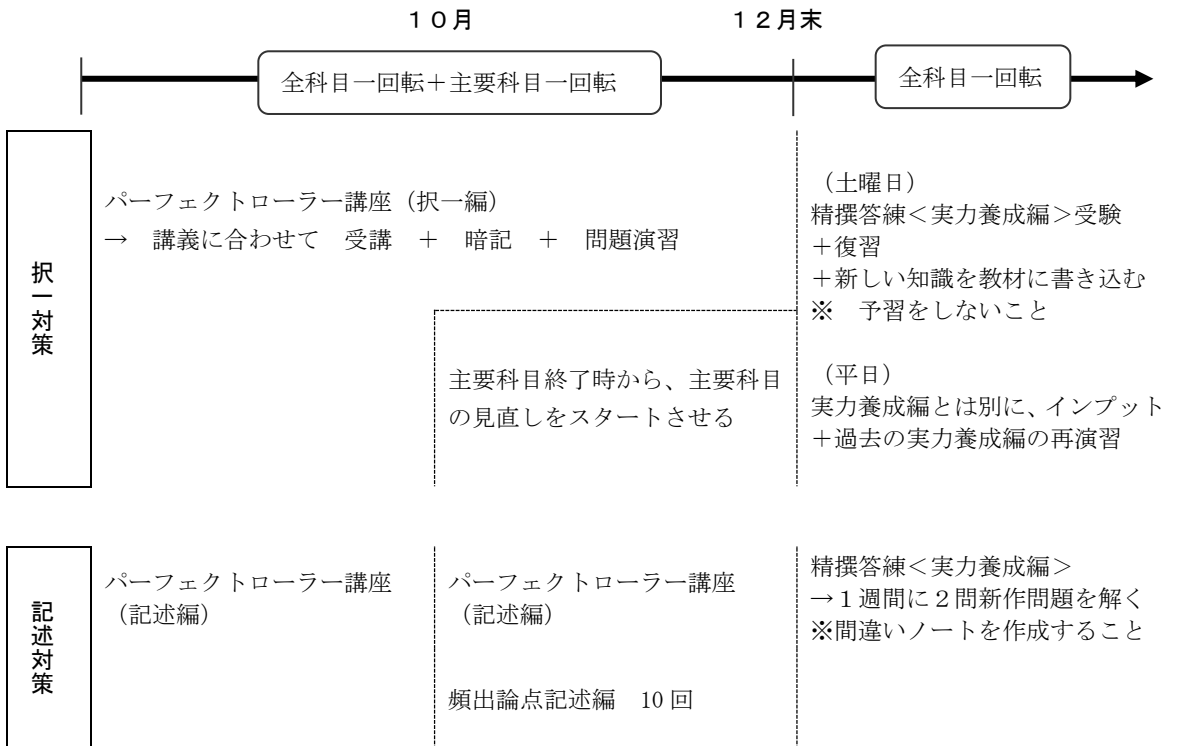
3. プラン①の方の学習戦略



4. プラン②の方の学習戦略



5. プラン③の方の学習戦略



## 本試験の傾向の変化と学習方向

憲法	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 判旨を細かく聞く（令4・令5・令6）</li> <li>② 「憲法に反する」系の出題なし（令5）</li> <li>③ 過去問学習をすること（令5・令6）</li> <li>④ 推論題材を知識で出題（令5）</li> </ul>
民法	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 普通抵当権が1問しか出題しない（令4・令5）</li> <li>② 法定担保物権（留置権、先取特権）・質権の出題（令4・令5・令6）</li> <li>③ 債権各論、マイナー分野からの出題（令4・令6）</li> <li>④ 後見・保佐・補助の条文問題（令4・令5・令6）</li> <li>⑤ 親族の5分の3～4分の3が未出題の肢（令5・令6）</li> <li>⑥ 親族、相続 マイナー分野からの出題（令5・令6）</li> <li>⑦ 事例問題が少なく、規範を直接問う問題が大半を占める出題（令4・令5・令6）</li> </ul>
刑法	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 刑法各論、未出の犯罪対策（令4）</li> <li>② 2問は典型論点から出題、1問は、ほぼ未出論点の出題（令4・令5・令6）</li> <li>③ 創作事例に要件を当てはめさせる問題（令4）</li> <li>④ 一度でも出題実績のある犯罪類型の学習（令5・令6）</li> <li>⑤ 親族間の特例の出題（令5）</li> </ul>
会社法・商法	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 判例対策？（令4・令5・令6）</li> <li>② 令和元年改正（令4・令5）</li> <li>③ 株券の出題（令4）</li> <li>④ 過去問からの出題増（令5・令6）</li> <li>⑤ 条文どおりの長文問題から、短文へ移行（令4・令5・令6）</li> </ul>
民事訴訟法	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 一度出題実績がある分野の学習（令4・令5・令6）</li> <li>② 未出単元からの出題（令4）</li> <li>③ 古い過去問知識が必要（令5・令6）</li> </ul>
民事執行法 民事保全法	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 民事執行 → 不動産執行以外の出題（令4・令6）</li> </ul>
供託法	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 古い過去問からの出題（令4・令6）</li> </ul>
司法書士法	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 過去問肢で答えが出ない（令4）</li> </ul>
不動産登記法	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 改正部分を把握する必要がある（令4・令5・令6）</li> <li>② 横断整理問題（令4）</li> <li>③ 近時の先例を数肢出題する（令4・令5・令6）</li> <li>④ 申請情報の出題（令4・令5）</li> <li>⑤ 出題のほとんどが、過去問知識で正解又は2択まで絞れる（令4・5）</li> <li>⑥ 長文問題 + 切りづらい肢を盛り込み（令4・令5・令6）</li> </ul>
商業登記法	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 株式、資本、役員以外の出題が多い（令4・令5・令6）</li> <li>② 法人登記の難化（令4）</li> <li>③ 令和元年改正（令4・令5）</li> <li>④ 時間制約から正答率が下がる（令6）</li> </ul>

れっく **LEC** 東京リーガルマインド

著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2024 TOKYO LEGAL MIND K. K. , Printed in Japan

無断複製・無断転載等を禁じます。

SU24301